

# 入札書

1 金額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(消費税抜きで、金額の頭に¥を記入のこと)  
(仕様書に記載された想定枚数に要す金額を記入すること)

2 件名 社会福祉法人老後を幸せにする会

定期清掃業務委託契約に係る条件付一般競争入札

競争入札心得、仕様書承諾の上、上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人 老後を幸せにする会  
理事長 南 和 文 様

住 所

商号又は  
名 称

代 表 者  
氏 名

印

代 理 人

印

※委任状を提出し代理人による入札のときは、代理人の欄に代理人氏名・押印のこと

# 定期清掃業務委託 内訳書

令和 年 月 日

社会福祉法人  
老後を幸せにする会 御中

社 名  
所 在 地  
代 表 者 名

3年間見積額 ①	
円	

事業所 番号	事業所名	開始年月日	終了年月日	期間 (月)	月額委託料(円)	年間委託料(円)	3年間委託料(円) ①
①	デイホーム上用賀	2025.4.1	2028.3.31	36			
②	デイホーム等々力	2025.4.1	2028.3.31	36			
③	デイホーム深沢	2025.4.1	2028.3.31	36			
④	デイホーム玉川田園調布	2025.4.1	2028.3.31	36			
⑤	デイホーム中町	2025.4.1	2028.3.31	36			
⑥	グループホーム奥沢	2025.4.1	2028.3.31	36			
⑦	等々力共愛ホームズ	2025.4.1	2028.3.31	36			
⑧	深沢共愛ホームズ	2025.4.1	2028.3.31	36			
	合計						

\* 3年間見積り額を記入し入札書と同額とすること。

表

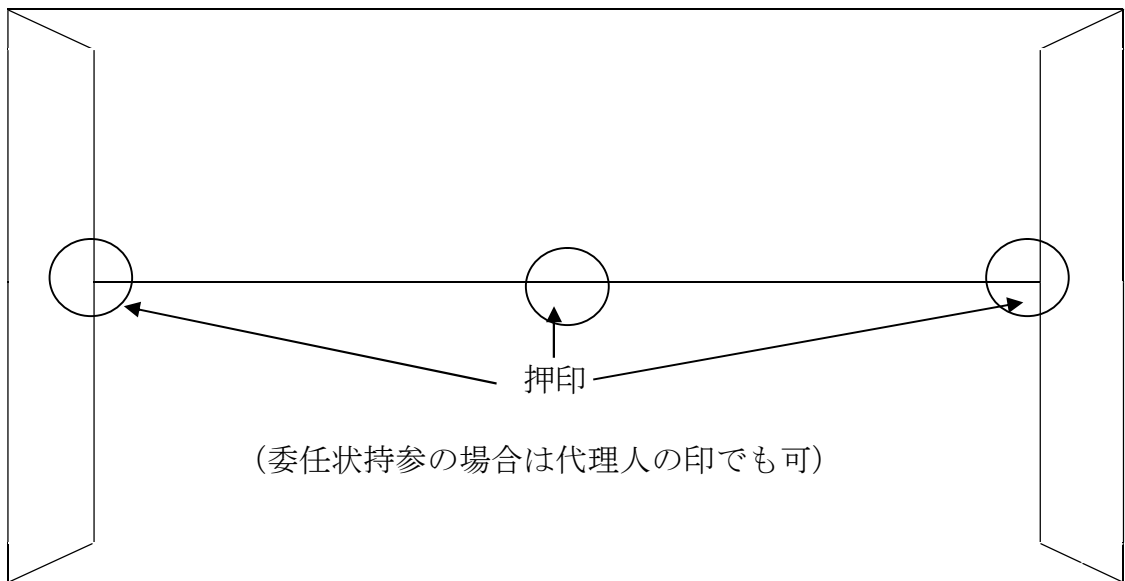
入 札 書 在 中

事 業 名    ○○○○契約

社会福祉法人 老後を幸せにする会  
理事長    南    和    文    様

入札年月日    年    月    日  
                  (入札者) 所在地  
                                  商号又は名称  
                                  代表者                    印  
                                  代理人名                印

裏



## 指名競争入札心得

この心得は、社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「法人」という。）が行う指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

1 入札参加者は、法人から提示された図面、仕様書、内訳書その他契約締結に必要な条件を検討したうえで、入札すること。

2 成年被後見人並びに破産者で復権を得ない者は、入札者、契約者又はその代理人になることはできない。

3 入札書は次の要領で記入すること。

(1) 正確に記入し、黒色のボールペンを使用すること。

(2) 金額は、アラビア数字（1、2、3、・・・）を用い、訂正しないこと。

また、金額の頭書には¥の記号をつけること。

(3) 法人の場合は、代表者印を必ず押印すること。

4 入札及び開札

(1) 入札は、別紙に定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封をして、入札公告等に記載の日時、場所及び方法に従い、入札箱に投函しなければならない。

(2) 開札は、指定の日時に入札者の面前で行うので入札者は必ず立ち会うこと。

(3) 入札者は、提出した入札書をいかなる理由があっても引換、変更又は取消しをすることができない。

(4) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、入札の回数は原則として2回とする。

(5) 同価の場合は、くじ引きとする。

(6) 落札は、入札価格の総価（消費税抜き）をもって決定する。

5 次の各号の一に該当すると認める入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札。

(2) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの。

(3) 入札書の記載事項が不明なもの又は記名押印のないもの。

(4) 同一事項の入札について二以上の入札書を提出したもの。

(5) 他人の代理を兼ね又は二人以上の代理をしたもの。

(6) 前各号のほか入札条件に違反したもの。

6 契約の注意事項

(1) 契約金額は、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

7 その他

この心得書の解釈及び心得書に明記なき事項については、すべて法人の指示によるものとする。